

社員選出規程

一般社団法人 全国病児保育協議会 社員選出規程

(総則)

第1条 一般社団法人全国病児保育協議会（以下、「本会」という。）は、一般社団法人全国病児保育協議会定款（以下、「定款」という。）第11条第1項に基づき、社員を円滑に選出するため、社員選出規程（以下、「本規程」という。）を定める。

(社員)

第2条 社員は、選出が行われる年度の4月1日現在で本会の施設会員及び個人会員（以下、「社員有資格者」という。）の中から選出される。

- 2 社員にふさわしい識見、業績を有する者とする。
- 3 社員の定数は、60名以内とする。

(社員選出委員)

第3条 社員選出委員は、理事会で選任するものとし、7名とし、次条に定める各ブロックから1名ずつ選任する。

- 2 社員選出委員は、互選により委員長を定め、社員選出委員会を構成する。
- 3 社員選出委員の任期は、第4条の次期社員の推薦をもって終了するものとする。

(社員候補者)

第4条 社員選出委員会は、本規程の各条に従い、病児保育に関わるさまざまな職種の配分を考慮すると同時に、全国各地区所属の会員数の配分などを考慮して、社員候補者を選出し代表理事に報告する。併せて次候補者を選出し予備社員候補者として代表理事に報告する。

- 2 前項の地区分けは、次の7ブロックとする。
 - (1) 第1ブロック(北海道・東北)：北海道、青森、岩手、秋田、山形、宮城、福島
 - (2) 第2ブロック(関東)：群馬、栃木、茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川
 - (3) 第3ブロック(中部)：新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知
 - (4) 第4ブロック(近畿)：三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
 - (5) 第5ブロック(中国)：鳥取、島根、岡山、広島、山口

(6) 第6ブロック(四国):徳島、香川、愛媛、高知

(7) 第7ブロック(九州・沖縄):福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

(社員の選出)

第5条 代表理事に推薦された社員並びに予備社員候補者は、本人の承諾の後、理事会の承認により選出される。

2 選出された次期社員並びに予備社員の氏名は、公示するものとする。

3 第1項の社員の選出は6月に実施することとし、社員の任期は選任の4年後に実施される社員選出の終了の時までとする。ただし、社員が社員総会の取消の訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え(法第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該社員は社員たる地位を失わない。当該社員は、役員選任及び解任(法第63条及び第70条)並びに定款変更(法第146条)についての議決権を有しないこととする。

4 社員が欠けた場合、予備社員が社員となる。その任期は、前任者の残任期間とする。

(改正)

第6条 本規則の改正は、理事会の決議をもってするものとする。

(附則)

第7条 令和4年5月の定款変更後、定款変更前の代議員は第5条第3項に基づく社員選出が行われるまで一般社団法人法上の社員の地位を失わないものとし、定款変更後の第1回目の社員選出は、令和4年6月に実施するものとする。

令和4年4月22日 理事会により作成